

## 講習会情報

12月6日(水)当所3階会議室にて、午後2時より、瀬上 真由 氏((一社)フォトコミュニケーション協会 代表理事・フォトグラファー)を講師に消費税軽減税率対策セミナー「売れる写真撮影実践講座」を開催しました。

スマートフォンから一眼レフカメラまで、初心者から上級者まで参加のため、共通することから専門的なことまでを少しづつ説明され、3~4人組になります自己紹介をし、自分を知り自分を認め、相手を知り相手を認め、違いを認め合うことで良い写真が撮れるという、フォトコミュニケーションを実践しました。



フォトコーディネート(①構図②明るさ③背景・下地)が大事であり、『売れる写真を撮る』ためには、たくさん撮ること、「何を、どう撮るか」が写真の原則であるということ、撮り方にも「三分割法」「日の丸構図」があり、最近のインスタ映えは「日の丸構図」での撮影が多く、周りをシンプルにできれば左右対称で真ん中にドンと撮ることで存在感が出るということを実践しながら教えてもらいました。

受講者はメモを取り、講習後も質問をするなど、熱心に受講していました。

### 確定申告はお早めに！

平成29年分の所得税・消費税(個人事業所)の確定申告の時期になりました。

所得税の申告・納税は3月15日(木)まで、個人事業所の消費税・地方消費税の申告・納税は4月2日(月)までです。

決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽にお尋ねください。



### △金利情報△ 主な融資制度の金利のご案内

平成29年12月28日現在

日本政策金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度		
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	1.81% ~2.40%		1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超10年以内 10年超	1.8% 2.0% 2.2% 2.4% 2.6% 変動金利	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内	1.8% 2.0% 2.2% 2.4%
小規模等経営改善資金 〔通称：マル経資金〕 (無担保・無保証人)	1.11%	中小企業 振興資金	または変動金利			
国の教育ローン	1.76%		または変動金利 変動金利			

※各制度の内容やお申込み、この他の制度の金利など詳しくは、商工会議所(電話：53-2244)にご確認ください。

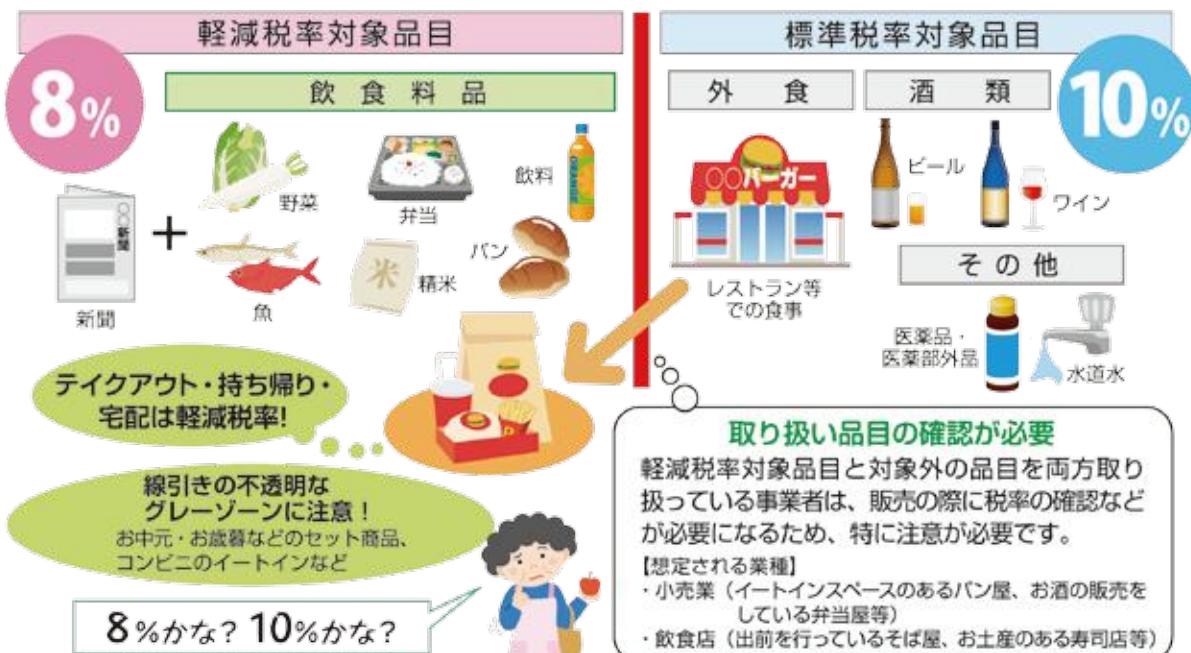
小規模事業者の経営改善に専門家が改善提案を行う「エキスパートバンク」のご利用を！

不明な点は  
商工会議所に  
問い合わせを！

## 消費税軽減税率制度のポイント

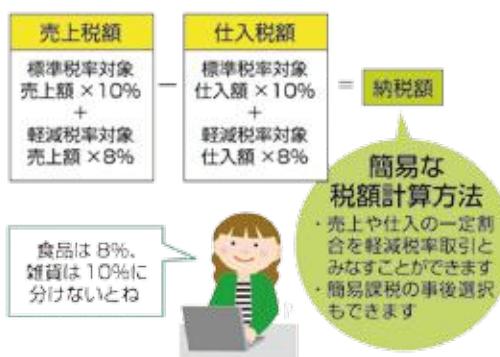
軽減税率は食品関係だけではなく、全ての業種に影響します。

- 2019年10月1日から、消費税率が10%に引上げられるとともに、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が導入されます。
- 軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。
- 自社で取り扱っている商品を整理し、軽減税率の対象になるのか確認が必要です。



- 事業者は、軽減税率に対応した商品管理、請求書、区分した経理処理に基づく税額計算が必要となります。
- 税率(8%, 10%)ごとの区分経理が難しい事業者には、簡易な税額計算方法が認められます。

### 軽減税率導入後の納税額計算のイメージ



### 軽減税率に対応した請求書が必要！

請求書		発行日：2019年10月25日
O×食堂 様		OOSストアー 東京都△△区◆町1-2-3 TEL. 03-1234-XXXX
今回ご請求額 15,340円		
お買い上げいただきましてありがとうございます。		
記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	基目	区分
10/14	食料品	※
	雑貨	3,240
10/15	食料品	※
	雑貨	2,200
		5,940
		3,960
		6,160
		9,180
	10%税率対象合計	15,340
	8%税率対象合計	
	合計	
注)※は軽減税率(8%)適用商品		

請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を加える必要があります。

※税率等の記載がない場合は、売り手に確認する等のうえ、買い手が手書きで追記できます。

(注)2023年10月からは事業者ごとの登録番号や税率ごとの消費税額等を記載するインボイスの導入が予定されています。

### 現在使用しているレジや受発注システムの軽減税率対応はできていますか？

レジの買替、タブレット型POSレジの導入、システム改修のための国の補助制度があります。

事業完了期限は2019年9月30日となっていますので、商工会議所にご相談ください。

補助金に関しての詳細は、軽減税率対策補助金事務局のホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。

新たな取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を！